

平成 30 年 9 月 定例会

第 1 号 (平成 30 年 9 月 13 日)

□ 出席議員及び欠席議員の氏名	.....	P1
□ 会議録署名議員の氏名	.....	P1
□ 職務のため議場に出席した者の職氏名	.....	P1
□ 地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名	.....	P1
□ 議事日程	.....	P2
□ 開会	.....	P3
□ 会期の決定	.....	P3
□ 諸般の報告	.....	P4
□ 議案の上程	.....	P4
□ 施政方針並びに提案理由の説明	.....	P4
□ 一般質問	.....	P8
□ 散会	.....	P23

平成 30 年 9 月

## 池田町9月定例会議録

第 1 日

招集年月日		平成 30 年 9 月 4 日		池田町告示第 18 号				
招集の場所		池田町議会議場						
開会日時		平成 30 年 9 月 13 日		午後 1 時 30 分				
散会 閉会		平成 30 年 9 月 13 日		午後 2 時 53 分				
出席 8名  欠席 名  遅刻 名  早退 名	議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別		
	1	三ツ本一雄	出	5	和田 義則	出		
	2	宇野 邦弘	出	6	飯田 拓見	出		
	3	佐野 和彦	出	7	岩崎 昭一	出		
	4	飯田 茂治	出	8	森田 稔	出		
会議録署名議員	4 番	飯田 茂治		5 番	和田 義則			
職務のため 議場に出席 した者の 職・氏名	議会事務局長代理	田中 喜美子		議会書記	辻 本 明佳			
	町 長	杉本 博文		保健福祉課長	森川 弘一			
	副 町 長	溝口 淳		産業振興課長	長谷川 正喜			
	教 育 長	内藤 徳博		教育委員会局長	清水 真盛 欠席			
	企 画 官	高橋 宏輝		教育委員会課長	山口 正幸			
	総務政策課長	山崎 政弥						

議事日程

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

## 平成 30 年 9 月定例会日程表（第 1 号）

平成 30 年 9 月 13 日（木）

午後 1 時 30 分 開会

開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 70 号 平成 30 年度 池田町一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 5 議案第 71 号 平成 30 年度 池田町国民健康保険特別会計補正予算  
(第 2 号)

日程第 6 議案第 72 号 平成 30 年度 池田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 7 議案第 73 号 池田町町税条例の一部改正について

日程第 8 議案第 74 号 池田町わんぱく冒険の森の設置及び管理に関する条例の一部  
改正について

日程第 9 議案第 75 号 平成 29 年度 池田町各会計歳入歳出決算の認定について

施政方針並びに提案理由の説明

日程第 10 一般質問

閉議

# 平成 30 年 9 月定例会会議録（初日）

平成 30 年 9 月 13 日

開会時間：午後 1 時 30 分

## ○佐野議長

本日、平成 30 年池田町議会 9 月定例会が召集されましたところ、議員各位にはご多忙にもかかわらず、ご参集いただき厚く御礼申しあげます。

只今の出席議員は 8 名全員であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から平成 30 年池田町議会 9 月定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

## 日程第 1

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 112 条の規定により、4 番 飯田 茂治君、5 番 和田 義則君の両名を指名いたします。

## 日程第 2

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 19 日までの 7 日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本定例会は、本日から 19 日までの 7 日間に決定いたしました。

お諮りいたします。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配布しております、定例会会議予定表のとおりであります。

なお、委員会審議のため、14 日から 18 日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、13 日と 19 日は本会議、14 日から 18 日は委員会審議のため休会することに決定いたしました。

## 日程第 3

諸般の報告をいたします。

報告第4号 平成29年度一般財団法人「池田屋」事業報告及び収支決算について  
報告第5号 平成29年度一般財団法人「池田町農業公社」事業報告及び収支決算について

報告第6号 平成29年度株式会社「まちUPいけだ」事業報告及び収支決算について  
報告第7号 平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について  
以上4件の報告が参っております。

本日の議事日程はお手元に配布しております日程表のとおりであります。

本定例会に、すでに配布のとおり議案第70号ほか5件が提出されております。

なお、地方自治法第121条の規定により、説明のため町長ほか関係者の出席を求めておりますが、教育委員会事務局長が都合により出席できない旨報告を受けております。  
以上で、諸般の報告を終わります。

- 日程第4 議案第70号 平成30年度池田町一般会計補正予算（第5号）
  - 日程第5 議案第71号 平成30年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
  - 日程第6 議案第72号 平成30年度池田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
  - 日程第7 議案第73号 池田町町税条例の一部改正について
  - 日程第8 議案第74号 池田町わんぱく冒険の森の設置及び管理に関する条例の一部改正について
  - 日程第9 議案第75号 平成29年度池田町各会計歳入歳出決算の認定について
- 以上、6議案を一括議題とします。
- 議案の朗読を省略します。
- 町長より施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

○杉本町長  
(議長 町長 杉本)

○佐野議長  
町長 杉本君

○杉本町長  
本日、池田町議会9月定例会が開会されるにあたり一言ごあいさつ申し上げるとともに、町政諸事についてご報告いたし、併せて本日ご提案いたしました各議案の概要についてご説明申し上げます。

はじめに、9月6日未明に発生いたしました大規模な北海道地震における被災者のみな様、そして犠牲となられた方々に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げる次第であります。

また、9月4日上陸した台風21号は、広範囲な地域や機関に大きな被害を及ぼしました。多くのみな様にお見舞い申し上げる次第でございます。

池田町における台風被害につきましては、現在倒木などによる家屋等への被害が3件報告されておりますが、人的な被害の報告はなく安堵いたしております。

今年は2月の記録的な大雪から始まり、全国各地で甚大なる自然災害が頻発しております。「地球が怒っている」と表現される方もおられます、妙に領けるような思いであります。

町といたしましては、これまでの災害認識や防災意識、あるいは想定認識をあらためて危機対応にあたるとともに、町民のみな様には自治、自主防災のあり方を再確認いただきたいと考えております。

さて、本日町議会9月定例会をお願いしましたところ、議員各位には全員のご出席を頂き誠にありがとうございます。

それでは、町政諸事についてご報告いたします。先ず教育大綱検討委員会につきましては、10名の委員をもって8月27日第1回委員会を開催いたしました。

特別講師として、早稲田大学教授高野孝子先生をお迎えし「地域に根ざした場の教育」をテーマに勉強会も開催いたしたところでございます。

また、農村農業振興プランにおいて設立をご提言頂いた「農ある田家会議」につきましては、農家発起人の方々のご尽力の下、8月28日に発足されました。今後は農業者と行政のパートナーシップの場としても、また農業者の技術や情報の共有の場としても、有効に活動されることを願う次第でございます。

次に、新図書館建設に向けた取り組み状況についてご報告いたします。

本事業は昨年2月「図書館再整備企画委員会」より提案頂いた基本構想案を基に新築に向けて取り進めてきたところですが、併せて23年を経た文化交流会館の改裝改良についても、検討することいたしております。このほど、教育委員会においては舞台装置や照明装置などの補修入れ替え等について調査を行ったところ、施設の現状維持だけをもっても数億円かかるとの調査結果の報告であります。

町といたしましては、この状況の中で本事業をこのまま新築に向けて加速することは「適切な対応ではない」と判断いたしました。今後は、文化交流会館の維持管理費、更新経費等の調査を実施するとともに、利活用計画の見直しを図る中で、新図書館の建設設計画にあたってまいりたいと考えております。

次に、本事業もかねてから検討協議を進めております役場新庁舎建設設計画につきまして、現況をご報告いたします。

基本計画につきましては、議会にもご報告いたしましたように概ねまとまったところでありますが、本事業に合わせて組み入れたいとした仮称「森林資源循環型バイオマスモデル事業」の検討、組み立て作業並びに制度設計作業に手間取っております。

これは、森林環境税対応事業、更には企業版ふるさと納税事業等との調整に時間を要していることが要因であります。これらのことなどから、新庁舎建設へ向けた事業の促進化につきましては、今しばらく時間を頂きたくご報告とともににお願い申し上げる次第でございます。

次に京福バス運行停止についてご報告いたします。現在、福井池田間を結ぶ京福バスに

つきましては、平日2往復土日は1往復運行頂いておりますが、近年の人口減少、マイカーの普及等により乗車数が激減し厳しい経営が続いておりました。

国、県、市、町においても、補助や支援策を講じてまいりましたが効果は上がらず、この度来年3月末をもって運行を停止したいとのことであります。

町といたしましては、福井市とともに幾度と意見の交換、交渉を行ってまいりましたが、京福バスの経済諸環境を考慮するならば、運行停止はやむを得ないと判断致した次第であります。町といたしましては、今後の弱者の足の確保策について早急に検討に入りたいと考えております。以上、町政諸事の報告といたします。

それでは、本日ご提案致しました各議案の概要についてご説明申し上げます。

まず、報告第4号から第6号までの3件につきましては、池田町が出資している一般財団法人「池田屋」、一般財団法人「池田町農業公社」及び株式会社「まちUPいけだ」の平成29年度の事業及び収支の状況について、地方自治法の規定により議会に報告するものでございます。

次に、報告第7号 平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の審査意見を付けてご報告いたすものであります。健全化判断比率のうち、実質公債比率については、県の是正指導を受ける基準25%に対して3カ年の平均値は3.7%となっているほか、連結実質赤字比率や将来負担比率についてはマイナス表示、つまり黒字となっており良好な結果となっております。

また、簡易水道特別会計他、2つの特別会計における資金不足は生じていない状況であり、監査委員からも「指摘すべき事項はない」とのご意見を頂いております。

続きまして、議案第70号 平成30年度池田町一般会計補正予算第5号につきましては、このたび歳入歳出総額に2,643万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億5,176万円といたしますものであります。

その主な内容は、2款総務費、7項企画費、2目企画開発費におきまして、現在設計作業中である木活施設ウッドラボとともに木望プロジェクトの総合化、高品質化、商品化を促進するため、専門的、技術的な助言を得るアドバイザーの経費として222万9千円を計上いたしました。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、2目身体障害者福祉費におきましては精算の結果、過年度分補助金に返還の必要が生じたため、386万9千円を、また12目臨時福祉給付金給付事業費におきましても、同様に精算による過年度分補助金の返還として63万6千円を計上いたしました。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費におきましては、国民健康保険特別会計への繰出金67万6千円を、3目保健事業費におきましては、脳梗塞プロジェクト、育腸及び食育活動の調査研究のため、先例地視察経費として86万8千円を計上いたしました。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、3目地域農政振興費におきましては、こんにゃく道場の屋根が経年劣化したことから、塗装修繕経費として86万3千円を、今年2月の

雪害によるハウス復旧支援補助金として41万1千円を、7目農地費におきましては、新規土地改良事業採択に向けた計画調査費として100万円を、また7月の西日本豪雨により破損した用水路取水施設の復旧経費として153万4千円を計上いたしました。

次に7款商工観光費、2項観光費、10目まちの駅運営費におきましては、池田町の交流拠点としての機能を高めるための検討協議、調査研究、先例地視察等にかかる経費および改修に向けた設計にかかる経費として、合せて合計399万円を計上いたしました。

次に8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費におきましては、集落より要望のあった消雪設備の整備補助金として33万9千円を、5項公園費、1目公園費におきましては、水海親水公園の再生工事にかかる経費として460万円を計上いたしました。

次に10款教育費、1項教育総務費 1目教育委員会費におきましては、教育大綱検討委員会時に特別講師を招聘する経費及び意見交換経費として合わせて36万円を追加計上いたしました。また5項社会教育費、8目能楽の里文化交流会館費におきましては、建設後23年が経過する中、主要設備の更新コストや維持コストが必要なことから、ライフサイクルコスト調査費として130万円を計上いたしました。

加えて、現在使用に支障がでている舞台照明装置の応急修繕工事費として280万8千円を、また6項保健体育費、1目保健体育総務費におきましては、ウッドスポーツの普及促進を目指し、名称の商標登録および木ッターの切断寸法を特許出願する経費として、84万円を計上いたしました。

以上これらの財源としまして、9款分担金および負担金にて30万6千円、12款県補助金にて20万2千円、16款繰越金にて2,592万5千円をもって調整いたしたところです。

次に、議案第71号 平成30年度池田町国民健康保険特別会計補正予算第2号につきましては、平成29年度分の療養給付金に返還が生じたこと、および国保が県下1つになったことによるシステムの改修経費等1,023万円を追加し、歳入歳出の総額を3億3,635万3千円といったすものであります。

次に、議案第72号 平成30年度池田町介護保険特別会計補正予算第2号につきましては、平成29年度の介護給付金等に返還金が生じたことから、950万7千円を追加し歳入歳出の総額を4億2,920万6千円といったすものであります。

次に、議案第73号 池田町町税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備導入計画に基づき、中小企業等が取得した設備等について、固定資産税の課税標準にかかる特定率を定める条例改正が必要となり、池田町においては、「わがまち特例」としてゼロといたし提案するものでございます。

次に、議案第74号 池田町わんぱく冒険の森の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、「ツリーピクニックアドベンチャーいけだ」における新たなアトラクションや、身長制限を緩和した親子で楽しむコースを追加するためのものであります。

次に、議案第75号 平成29年度池田町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、昨年度の決算の状況を議会に提出し認定を

受けるものであります。

その概要につきましてご説明申し上げます。まず、一般会計におきましては、歳入は48億1,751万円余、歳出は44億7,536万円余となりました。収支の結果につきましては、翌年度への繰越金も加味した収支である実質収支は2億7,622万円余の黒字となっております。

また、新たに庁舎建設等の目的を持った基金として10億9千万円余を積立て、全基金の総額は35億5,765万円余となりました。

続きまして、特別会計の決算につきましては、国民健康保険特別会計など7会計における歳入合計は13億7,012万円余、歳出合計は13億2,672万円余となり、差引4,340万円余の黒字となりました。

これらの決算の内容等につきましては、去る8月1日から3日間にわたり、監査委員の監査を受け、適正である旨の審査意見を頂いたところでございますので併せてご報告いたします。

以上、本日ご提案いたしました各案件の概略についてご説明申し上げました。何卒、十分なご審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○佐野議長

日程第10 一般質問を行います。

これより、通告順により発言を許します。宇野 邦弘君

○宇野議員

(議長、宇野邦弘)

○宇野議員

宇野邦弘でございます。大きく4点にわたって質問いたします。

まず1点目、2018「経済財政運営と改革の基本方針」いわゆる「骨太方針」が出されました。この「骨太方針」から町民の暮らしをどう守るのかについてです。

ご承知のとおり、安倍内閣は6月15日の閣議でいわゆる「骨太方針」「経済財政運営と改革の基本方針」を決定しました。それは、来年10月からの消費税10%への引き上げを明記するとともに、「財政健全化」を口実に社会保障の大幅カットの更なる強化を盛り込むなど、見過ごすことのできない方針です。

自治体の大事な仕事は住民福祉です。町長に質問いたします。この骨太方針は一層の社会保障の削減と町民負担増につながりかねないものと考えますが、いかがでしょうか。骨太方針では「財政健全化」のためには社会保障費の増加が足かせだとばかりに、社会保障を大幅に削減する方針を改めて示しています。特に団塊の世代が75歳になる2022年までを「基盤強化期間」として位置づけて、社会保障費の伸びを「高齢化」分しか認めない、こういうとタガをはめました。これは、医療技術の高度化などによる医療費の増加分をまさにカットすることを意味いたします。

このように骨太方針では、安倍内閣がこの6年間「自然増」の削減により社会保障費を1兆6千万円も削り込んできた路線を引き続き堅持、強化することを表明しています。安心の社会保障を掘り起こす制度改悪の方向が列挙されています。

75歳以上の医療費の本人負担引き上げ、介護ケアプラン作成の有料化、介護の軽度者への生活支援サービスの切り捨てなどを容赦なく明記しています。

これに基づき来年度概算要求では、防衛費軍事費は過去最高の5兆3千億円にも膨れ上がっています。

消費税増税によらずに、財政健全と社会保障拡充を両立させる別の道があります。大企業に応分の負担を求めるなど、無駄な大型開発の見直しなどで財源の確保はできます。社会保障の削減政治の結果は、池田町の財政支出から見ても明確です。例えばこの間の決算で見た場合、社会福祉費や老人福祉費、児童福祉費などで構成する民生費、この民生費の支出の一般会計の総予算の占める比率を見たらわずか7.6%しかありません。平成26年度は10.7%、28年度は9.4%年々国の社会保障切り捨てと相まって減る一方です。

これでは、町の大事な仕事である「住民福祉」という役割を十分に發揮することはできません。社会保障削減がこのように一層強まる時だからこそ、町として国民健康保険税や介護保険料の軽減に努力すべきです。学校給食費の無料化、これは今や全国の自治体に広がっています。

さらには、学校教育の保護者負担の軽減などに一層の努力を図るべきだと考えますが、骨太方針への意見と合わせて町長のお考えをお聞きいたします。

2点目に、今進められている連携中枢都市圏構想に基づく「ふくい嶺北連携中枢都市圏」計画について、池田町はどのように関わっているのでしょうか。

今日の福井新聞にも中核市移行総括審議という、県議会審議という論議の中身が報道されていますけれども、今年3月30日に11市町の市長・町長で構成する「ふくい嶺北都市圏連携推進協議会」が設置されました。協議会には、計画ビジョンを論議するための懇談会も作られて、6月・8月と2回懇談会が開かれています。

お聞きします。この3月の協議会設立には町長も参加されましたか。役場から誰が参加いたしましたか。また、ビジョン懇談会委員にも池田町から含めて15名で構成されていますけれども、この懇談会委員について、だれが、どんな基準で委員を決められたのでしょうか。

この間の懇談会の中身についても、どこまで把握していますか。町長の連携中枢都市圏構想についての認識をも含めてお答え願いたいと思います。

連携中枢都市圏構想とは、地方の人口減少を抑制する自治体連携の構想として、総務省が2014年8月に示したものです。総務省は三大都市圏以外の地域の人口ほぼ20万人以上の61の市からなる地方中枢都市圏構想を発表し、その後「連携中枢都市圏構想」としたものです。この構想は、全国61の圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し人口減少・少子高齢化社会において、その圏域で一定の人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するというものだと認識しております。

これに基づき、福井市も中核都市を目指すことを決めて、近隣の嶺北10市町との連携中枢都市圏を来年4月には形成したいという事で、「ふくい嶺北都市圏連携推進協議会」が設置されたわけです。ご承知のとおり、福井市が中核都市に移行するには、県と県議会の承認が必要です。また連携都市圏を形成するためには、福井市と池田町など各市町との連携協定が必要です。

県も福井市の意向を受けて、この9月県議会で論議されています。福井市と池田町など各周辺市町との個別協議・個別協定はこれからでしょう。連携都市圏の形成によって池田町の活性化や人口減少にどんな効果があるのでしょうか。

この構想、結局は東京や大都市への人口集中をおさえて、地方の中心的都市圏に人口をせき止めておこう、わかりやすく言えば池田町などの地域がどうなっても、人口がさらに減っても、中核都市福井市の活性化と中心地の人口確保が大事というものではないでしょうか。まさに人口ダム論であり、地方創生の本来の精神とはあいいれないものです。

地域の活性化は、それぞれの自治体で丹南広域圏などもあります。今の広域圏も活用しながら努力すべく問題です。ネット販売なども広がって、距離に関係なく物の購入が可能な時代です。冠山トンネル開通を見越して岐阜県との連携、こういうこと今重視されている時です。こんな時に果たして隣接する市と町が連携協定を結んだからと言って、その都市圏全体が発展するのでしょうか。

この懇談会、インターネットで一部議事が公開されておりますけれども、この中の報道を見ましても南越前町から参加されている方は「南越前町は、過疎化・高齢化が圏域内トップクラスである。連携協定によって、市民サービスは向上するかもしれないが、逆に人口が福井市へ集約しないか懸念される。こういう意見も述べております。

人口面では、まさにその通りだと思います。住民サービス向上といつても、財政赤字の福井市の悪い住民サービス切り捨て、その均一化になりかねません。

余談ですが、大雪による除雪費用がかさばったことを理由に、実際は大型開発事業をどんどん進めてきた結果ですけれども、財政赤字という福井市に中心地としての役割發揮が期待できるのでしょうか。

福井市が財政再建として打ち出している多くが、旧美山町や旧清水町等の市の公共施設などの切り捨てです。決して周辺地域の住民サービス向上などは考えられません。

これによって県庁所在都市の活性化は若干進んだとしても、地方圏全域の活性化には繋がりません。逆に池田町などの衰退をさらに助長しかねない危険もあるものです。

他の県の例を見ても、長野県松本市では周辺市町からの疑問も出されるなどで中核市移行時期を延期しています。

お聞きいたします。この構想では、中核都市の福井市などに対して地方交付税を特別に上乗せすることまで示されていますが、こうした財政措置などについて今までの協議の中で話が出ていませんか。地方自治とは、個々の自治体が住民の意思と行動で自覚的自主的に様々な施策を進める権利です。まず戦前の中央集権、上からの指示・命令で動くような国の下請け機関とは違います。ましてや、自治体合併を拒否し独自の生き残りを模索している池田町だからこそ、こうした構想と推進協議に参加しないように、連携協議での福井

市との個別協定は結ばないように町長に求めるものです。

大きな3点目、具体的にですけれども野尻地区のゲートボール場やわいわいドームの維持管理についてです。

わいわいドームや屋外ゲートボール場は、町民によく利用されている施設です。その維持管理がどうなっていますか。わいわいドームのトイレなどは公衆トイレとしても活用されているけれど、実際は掃除が利用者任せられています。トイレットペーパーの残りが散らばっている時も残念ながらままあります。こうした清掃を利用者任せにせず、町が責任を持って行うべきだと思いますが、いかがですか。

また、屋外の旧野尻分校のグラウンドはゲートボール場としてもよく利用されていますが、「夜間照明ナイター設備が本当に暗い」という関係者からの苦情が出されております。私も夜行ってみましたけれども暗いです。ぜひ、ナイター施設の拡充を進めるよう求めます。

質問の最後に、やはり繰り返し聞かざるを得ません。池田と福井の教育の再生についてです。

昨年の中学生自死の調査委員会報告発表から1年近く経ちました。絶対に忘れてはいけませんし、2度と再びこうした不幸な事態を生み出してしまうなりません。

私ども日本共産党福井県委員会が、7月15日に教育問題シンポジウムを開催いたしました。そこで学力テスト万能の福井の異常な事態を告発し、子どもの権利条約に基づいて、教育の再生についての議論を深めてまいりました。パネラーとしてご参加された各専門家から、「痛恨の痛み」と関係者は語るが何が痛恨の痛みだったのか、ここに反省がないとの意見も出されています。

また、「大事なことは人として個人の尊重であり、教育とはそうした中で単に上から教え込むのではなくて、個々人が自らの思い、意見を出せようように育んでいく、そうした観点から見て今回の事件どう見るのが、すなわち「子どもの意見表明権や基本的人権の尊重の問題など、踏み込んだ反省と総括がないのではないか」こういう指摘も受けました。あるいは、「小さい学校だからと、逆にひとりひとりが尊重される教育でなく、いわゆるチーム池田としてまとめられて、個性に応じた、その子その子に応じた教育が踏みつぶされかねないことも考えられる」そのとおりです。

そこで、お聞きします。この間、町長召集の総合教育会議が開かれ、町の教育大綱改定のための会議も開かれています。先の町長の施政方針の中でも、教育大綱改定検討委員会が開かれたと報告がありました。また教育長の諮問機関としての「ま~るいテーブル会議」も作られています。それぞれの役割、メンバー並びにこの間の論議、どういう中身になっているのか改めてお聞きします。

また、それらの議論の中で、何が痛恨の極みなのか、先ほど申し上げました教育とは何なのかなど、根本問題についてどれだけ議論されているのでしょうか。子どもの権利条約や子ども意見表明権などについての踏み込んだ議論がなされていますか。

文科省の方針では総合教育会議は原則公開とされています。なぜ非公開としているのですか。週2日勤務の教育企画官が配置されて、一定の報酬が支払われています。どんな

役割を発揮しているのかお聞きいたします。本当に必要なのでしょうか。

学校現場と教育委員会との連携などは、町内に何名もおられる見識豊かな校長経験者を交えた論議などでも対応できるのではないでしようか。いかがでしようか。

大体、教育内容に行政が、政治がむやみに口出しすべきではありません。

戦前の国上げての教育統制の痛恨の反省から、教育の中立性がうたわれてきたはずです。しかし、先の法の成立改悪によって教育長は町長の任命制になりました。こんな制約の中ではありますが、教育委員会が独自の役割とイニシアチブを更に発揮することを求めるものです。

最後に、武生高校池田分校の生徒募集が来年度から中止されます。2年半後の廃止が迫っています。中学校と武生高校池田分校との連携教育は今後どうされますか。また、廃止された後の校舎やグランド、県のもともとの計画ではさら地にするというものでありますけれども、先程の図書館、役場新庁舎、更に検討して進めるというものですけれども、新たな施設をどんどん作るのではなくて、こうした旧来の施設を有効にどう活用するかという点ではぜひ池分跡地活用についても、今から県と具体的に論議を深めて頂きたい。

以上、町長並びに関係課長の明確な答弁を求めて、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○杉本町長

(議長 町長 杉本)

○佐野議長

町長 杉本君

○杉本町長

宇野議員のお尋ねにお答えいたします。

略称である骨太の方針 2018について、特に社会保障制度に関するお尋ねであります。この方針の中には経済財政運営から社会保障、人づくり、地方創生、防災など4章60項目を超える内容が示されております。今回の特記したテーマは、少子高齢化の克服による持続可能な成長経路の実現とされております。これは、人口の減少、中でも若年人口の減少は大きな社会不安であり、将来成長への課題であることが示されたものであります。社会保障制度にあっても、若年人口の減少は支え手の減少や保険料の負担増につながるものとして、重大な不安材料とされています。

また、団塊の世代が75歳を迎える2020年問題も大きな懸念材料となっております。私といたしましては、方針においても示されておりますが、子育て、介護をはじめとした社会保障制度については、社会の構造変化に的確に対応し、国民が将来にわたり安心感と見通しをもって子育てをはじめとした人生設計が行えるよう、制度の安定化と持続可能性の確立を目指すべきであると感じております。

また、給付と負担の適正化を図ることで、将来にわたる安定的な財源の確保とともに、全

世代型社会保障制度の確立を目指すべきであると考えております。

よって、私個人といたしましては社会保障制度や教育環境整備における無償、無料化については疑問を感じるとともに、応分の負担は必要ではないかと考えております。以上、宇野議員への私からのお答えといたします。

○内藤教育長

(議長 教育長 内藤)

○佐野議長

教育長 内藤君

○内藤教育長

宇野議員からのご質問にお答えいたします。

1点目は教育大綱検討会議、「ま～るいテーブル会議」で何が議論され何が決められたのか、子どもの権利条約の尊重などが議論されているのか、とのご質問でございます。教育大綱検討会議につきましては、8月末に第1回会議を開催し、現大綱やアンケート調査などを基に、小規模な池田町の地域特性を活かす教育などについての意見交換をいたしました。今後議論を深めていくこととしております。

ま～るいテーブル会議につきましては、国体終了後の開催を目指しております。アンケート調査の結果や保護者、地域をも含めた現状の課題の共有、現在実施している事業の評価など、幅広い協議を実施したいと考えております。

続きまして教育企画官はどのような業務をしているのか、とのご質問ですが、教育企画官は私の補佐役として、学校現場での経験、知見を活かした施策の企画立案、学校運営の相談、助言、各種会議への出席などの業務を行っております。

続きまして池田中学校と武生高校池田分校との中高連携はどうなっているか、とのご質問です。現在、中高一貫教育として池田分校から中学校へ週4時間数学を、中学校から池田分校へ週3時間保健体育を、それぞれの教員が乗り入れ授業を行っております。また、中高生合同での歴史講義、授業公開、ボランティア活動などを実施しております。年度末にはこうした取り組みをまとめた中高一貫教育便りを、町内全戸に配布しております。

続きまして、池田分校廃校後の校舎およびグラウンドの有効活用について、県との協議を進めるべきとのご質問ですが、現在池田分校跡地利用についての協議は何も行われておりません。県から要請があればその時点で検討したいと考えております。以上宇野議員のご質問の回答とさせていただきます。

○山崎総務政策課長

(議長 総務政策課長 山崎)

○佐野議長

総務政策課長 山崎君

○山崎総務政策課長

宇野議員の「ふくい嶺北連携中枢都市圏」の質問にお答えいたします。

まず連携中枢都市圏構想は、東京への一極集中を解決する一つの方策で、地方の相当の規模と中核性を備える圏域において、市町村が連携し人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を保ち、活力ある社会経済を維持しようとするものです。

昨年4月に福井市が、嶺北各市町に要請し、その結果、「ふくい嶺北連携中枢都市圏」の中核都市福井市と連携市町、その他の市町が事務を連携して処理するにあたっての基本的な方針及び役割分担を定める、「連携協約」締結に向けた検討プロセスとして、嶺北全市町11市町の市長・町長が委員として参加する「ふくい嶺北都市圏連携推進協議会」が、平成30年3月に設立され町長が出席いたしました。

各市町の議会の議決に基づき、連携中枢都市ビジョンに基づいた連携協約を締結した後、各市町が行うビジョンの取組みに対し、財政措置がされることとなっております。連携中枢都市ビジョンについては、現在素案を取りまとめている段階で、圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上、この3本の柱を立て、各ワーキンググループで多岐に渡る事業が検討され、町におきましては、各担当課において担当し、池田町にとって真に必要な事業のみへの参加する方針となっております。

財政措置については、経済成長の牽引及び高次都市機能の集積・強化、この取組には、連携中枢都市、福井市に対して、圏域人口に応じた普通交付税措置がございます。生活関連機能サービス向上の取組みには同じく中枢都市に対し、面積・人口を勘案して特別交付税措置されます。また連携市町が行うビジョンの取組みにも、年間上限1,500万円の特別交付税措置がございます。福井市においては特別交付税措置等が見込まれることを前提に、この事業に取り組むものと認識しております。

この「ふくい嶺北連携中枢都市圏」は、田園回帰の潮流と併せ、農村で暮らしながら地方都市で働く選択肢に対応するものと考え、池田町における地方創生の目標である、2040年人口2,200人確保に効果があるものと考え、現時点において協議会を離脱する考えはございません。以上宇野議員の質問のお答えとさせていただきます。

○教育委員会事務局 山口課長

(議長 教育委員会事務局課長 山口)

○佐野議長

教育委員会事務局課長 山口君

○教育委員会事務局山口課長

宇野議員のご質問にお答えいたします。

まず1番目なんですかけれども、わいわいドームの管理責任は、とのご質問でございますが、わいわいドームにつきましては現在、教育委員会が管理している状況でございます。

続いて2番目のご質問です。野尻グラウンドのナイター設備の拡充をとのご質問でございますが、野尻グラウンドにつきましてはこれまで幾度かの修繕、改修を行ってきております。今後は利用状況等を調査した中で、検討させていただきます。現状といたしましては考えてございません。以上で宇野議員へのお答えといたします。

○佐野議長

ただ今の、理事者の答弁に対して、宇野邦弘君よろしいですか。

○宇野議員

(議長、宇野邦弘)

○佐野議長

宇野 邦弘君

○宇野議員再質問

いくつか再質問させていただきます。

連携中枢都市圏構想に基づく問題で、先ほどの課長の答弁の中で、真に必要な事業のみ参加を考えるという趣旨の話もあったと思いますが、連携協定の中身というのは、そういう点ではこの問題については連携しますよ、この問題は関わりませんよ、という個別協議も可能になっているのですか、という点をお聞きします。

それと、福井市は来年4月1日に目指したいと言っているわけですが、こういう連携協定問題、他の自治体との関係は今までの町の実例を見ますと、いろいろ決まってから報告するという点では、過程を事細かに議会に対しても町民に対してもその都度いろいろ報告、協議しながら具体化を、私は参画すべきでないと言っているのですが、具体化を進めていきたいと思いますが、その点ではいかがでしょうか。

それから、町長から聞いておきたい点もいくつかあったわけですが、福井の教育と池田の教育の再生の問題でもう一回聞きますが、答弁がないです。

子供の権利条約についてどう認識され、どう論議されているのか、これは町長さんからもお聞きしたいという風に思います。以上です。

○山崎総務政策課長

(議長 総務政策課長 山崎)

○佐野議長

総務政策課長 山崎君

○山崎総務政策課長

まず連携中枢都市圏のビジョンについて、個別協議、個別に参加することは可能かというお尋ねでございますが、それは個別に協議をしながら、必要な事業のみ参加する協定を結ぶことが出来るということでございます。

また、現在ビジョンの素案を作成しているわけでございますが、案が確定した段階でパブリックコメントを求め、また議会の議決を得る予定をしております。以上でお答えとさせていただきます。

○内藤教育長

(議長 教育長 内藤)

○佐野議長

教育長 内藤君

○内藤教育長

宇野議員の追加の質問についてお答えをいたします。

子どもの権利条約について議論をされているのかということでございますけれども、1回目の会議ではそういう話は出ておりません。今後委員会の中で話が出れば議論されるのではないかと考えております。

○宇野議員

(議長、宇野)

○佐野議長

宇野 邦弘君

○宇野議員

子どもの権利条約について論議されていないという事ですけれども、やはり2度と再びこうした事態を創り出さないという視点から見ても、子ども達一人一人に応じた教育という点でも決定的に重要だし、調査委員会の報告書の中でも、改めて条文、子どもの権利条約うんぬんかんぬんについて引用されている訳ですので、是非これはしっかりと検討課題に入れて頂きたいというように思います。

最後に、先ほど中核都市の問題で財政措置の話がありましたけれども、確かに地方自治体、中心地福井市と連携する池田町などの嶺北の関連市町村には最高1500万の地方交付税措置が有りますけれども、これは定住自立圏の構想時代からそういったものはあったわけです。

今回引き続きそれは1500万円上限というのに変わらないのに、中心地の中核市の福井市

については、従来の定住自立圏の時の地方交付税配分とはさらにプラスして、トータルとしては地方交付税減らしながら、福井市などの中核都市に対してはがばっと増やして、池田町みたいな周辺の所は増やさないと。こういう財政的な仕組みまで伴っている訳ですから、全くもって不公平と言わざるを得ないというように思います。そういう点でも是非、財政問題でのつぶさな検討もお願いして私の質問とさせていただきます。以上。

○杉本町長

(議長 町長 杉本)

○佐野議長

町長 杉本君

○杉本町長

私から、認識が違っていたらお許しいただきたいと思うのですけれども、先ほどのご質問の中で私の方からすこし加えさせていただきたいと思いますのが、今いう子どもの権利条約の件でございますけれども、今後の議論に寄与しなさいという事でございますが、いわゆる権利条約というのはユニセフ、国連児童基金のなかで謳われているものでございまして、私からあらためて議員に申し上げる事でもないと思いますけれども、その中には、あらゆる国、全ての国という事だろうと思いますけれども、特に開発途上の国におけるという文面が入っていると認識いたしております。

何を言っているかというと、いわゆる子どもたちの人権をきちんと尊重しなさい、そして成長を妨げることのないように、特に家庭環境の中で愛情を注がれながら成長をさせるような、そういう環境を整えるべきではないかというようなことが述べられていると、私としては記憶いたしております。

当然のことだと、当たり前のことだと思っております。ですから、今議員のご指摘があるように、今後の我々の大綱の検討の中でもあるいは、さまざまな教育のことを考えていく協議する場面でこれらのこととは、当然頭の中にあるかあるいは胸の中にあって、議論を尽くしていただくということでございまして、議員がご指摘されているように、子どもの権利条約をというような名をかざして協議をしなさいというようなことには、私はならないんだろうと、そういう風に思っている次第でございまして、これだけを議論項目に立てて、協議するようなことには私はならない。

ただ、今申しましたように、子ども達の人権、あるいは育つ環境、そういったものをどういうふうに充実していくのか、足らざるものはどう加えていくのか、あるいは子供たちを育む私ども社会としてはどのようにあるべきなのか、こういったことは当然議論の中にあるわけでございますので、今議員の申されたようなことを取り上げての議論にはならないということだけは、ご了解をいただきたいと思っております。

そして今、重ねてご質問頂きました連携中枢都市の件でございます。

先ほど総務政策課長がご説明させていただきましたように、検討の途上にある場に今参

加をさせて頂いているつもりでございまして、私ども、聞きもしない意見も言わない、検討もしないという態度ではなく、きちんと臨むことは臨み、あるいは伺うことは伺い、検討を加えて、それでもなお不公平であり、池田町にとっては利益の無いもの、そのようなものに参画していくというような考え方には私は持っておりません。

当然、議論に参加をさせて頂いて言うべきことを言いながら、伺うことを伺いながら進めることが池田町民の福祉増進につながることであれば、参画をしていくというような姿勢で臨んでおりますので、今後とも議員をはじめ、議会の皆さま方のご指導ご支援をお願いしたいと思っております。

○佐野議長

次の質問者、飯田 茂治君

○飯田茂治議員

(議長、飯田)

○佐野議長

飯田 茂治君

○飯田茂治議員

9月定例会にあたり、私は飯田から一般質問をさせていただきます。私は3点お伺いいたします。

まずは先程施政方針でふれられました役場庁舎の建設について伺います。

29年3月に検討チームから役場庁舎在り方検討報告書が提出されました。その中では、役場庁舎と開発センターは耐震性が著しく不足し、大規模地震の際には機能不全に陥る恐れがあることから、防災拠点としての機能を維持する事が非常に厳しい現状にあると報告されています。また築後44年を経過した庁舎は老朽化が進んでおり、維持補修費の支出増やメンテナンス方法に苦慮しているということです。

町民や職員が安心して利用できる庁舎として、早急に老朽化防止対策を図る必要があるとも報告されています。

今年3月の定例会の町長施政方針の中で、新庁舎の建設についてはバイオマス活用プランとともに、(仮称)森林資源循環モデルプランを併せ具体化を図りたいと表明されました。最近、大規模地震が発生していることから、早急な対応が必要だと思います。施政方針の中でも発言がございましたが、更に詳細な説明を求めます。

次に新図書館についてお伺いします。これも先程、施政方針の中にもお話をございましたが、3月の定例会の施政方針の中において、池田町の特徴ある取組や独自の伝統文化が活かされ、運営独自が人をつながることになるよう建設に向けて進捗を図ると述べられ、3月22日に池田町立図書館再整備基本構想が答申されたところであります。

あれから半年が経ちました。今程施政方針にもいろんなご発言がございましたが、更に詳

細な説明をお伺いしたいと存じます。

最後に福井県屋外広告物条例についてお伺いします。県は屋外において看板等の設置について条例で規制をしていこうとしています。この条例の目的は、良好な景観の形成と風景の維持と公衆に対する被害の防止とされています。

この条例では、池田町ではどのような理由で何か所、どれくらいの看板が改善撤去の対象になりますか。またその内、現在何か所が改善されたかお伺いします。

また、この条例を広く町民に理解を求めるための方策を講じているかお伺いします。

屋外広告物は建築物と同じように、景観を構成する重要な要素のひとつです。その大きさ、高さ、設置場所によっては良好な景観の形成に寄与することもあれば、景観を阻害する要因になっているとも言えます。屋外広告物は景観として見た場合、私有物であると同時に公共物でもあるため、皆が気持ちよく生活できるよう周囲との調和を心がける必要があるとも言われております。

町内を周りますと、2種類の集落名の書かれた看板、電柱広告が数多く見られます。まずは、池田町が設置した広告看板やモニュメントを見直す検討が必要と思われます。また、大野市ではより細かく基準を決めた大野市屋外広告物条例があると伺っています。池田町では、屋外広告を含めすっきりとした農村風景を活かすような独自の景観条例等の検討をしているのか、されようとしているのかお伺いします。以上、私の質問とさせて頂きまして答弁をお願いいたします。

○山崎総務政策課長

(議長 総務政策課長 山崎)

○佐野議長

総務政策課長 山崎君

○山崎総務政策課長

飯田議員の「新庁舎建設進捗状況」の質問にお答えいたします。

新庁舎建設には各課を横断したプロジェクトチームを編成し、「庁舎全体建設計画」「森林資源循環・バイオマス検討」「木材事前調達」「業務発注準備」、この4つのワーキンググループを立ち上げ取り組んでおります。

「庁舎全体建設計画」ワーキンググループにおきましては、現庁舎の課題を整理し、その解決方法、機能等を検討し、全体計画作成を行っています。

「森林資源循環・バイオマス検討」ワーキンググループでは、50年後100年後の池田町の森林のあるべき姿を思い浮かべ、目的実現のための方策を、森林環境税を活用した新たな森林管理制度(仮称)森林経営管理法に基づく計画に合致させる検討を行っています。併せてバイオマス熱利用については、チップ生産の方策を検討中であります。

「木材事前調達」ワーキンググループにおいては、町内に豊富な森林資源があることから、可能な限り町産材を利用することを目的に、仕組み作りを検討しているところです。

「業務発注準備」ワーキンググループにおいては、基本設計の発注形態等の検討を行っております。以上が進捗状況であります。

なお庁舎建設の時期につきましては、町産材を最大限活用するにはその伐採、乾燥、製材に相当程度時間を要すること、および現在福井県内で新幹線建設工事が急ピッチで進められており、各種資材の高騰や作業従事者が不足していることから、当初平成32年度と想定していた完成時期につきましては、延伸が必要であると考えております。以上飯田議員の質問のお答えとさせていただきます。

○教育委員会事務局山口課長

(議長、教育委員会事務局課長 山口)

○佐野議長

教育委員会事務局課長 山口 君

○教育委員会 事務局課長 山口課長

飯田議員のご質問にお答えいたします。

図書館再整備の進捗状況は、とのご質問でございますが、池田町立図書館再整備につきましては本年3月に基本構想が答申され、本年度から基本設計作成に向け図書館の基本方針、サービス内容、図書館の規模、運営体制、事業実施計画、必要スペースの算出などの検討を行ってきたところであります。また、周辺施設との連携や現図書館の活用方法も併せて検討を行ってきております。ところが、本年実施いたしました文化交流会館の舞台設備照明設備の保守点検結果によると、今後の設備更新費用は約1億円必要とされ、音響、空調設備等を合わせますと、さらに多額の費用が必要となりうる状況が見てまいりました。これらのことから、図書館建設につきましては、単に新築ということではなく、文化交流会館の設備更新、維持管理経費、利用頻度などをあわせた視点での総合活用方策も検討していきたいと考えております。

よって、新図書館建設に向けましては今しばらく、検討の時間をいただきたいと考えております。以上で飯田議員へのお答えとさせていただきます。

○産業振興課 長谷川課長

(議長、産業振興課長 長谷川)

○佐野議長

産業振興課長 長谷川君

○産業振興課 長谷川課長

飯田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の福井県の屋外広告物条例で、池田町内の屋外広告物がどのような理由で、何か

所でどのくらいの看板が回収撤去の対象となり、そのうち何か所が改善されたか、またこの条例を広く町民に理解を求める為の方策を講じているか、とのご質問でございます。まず福井県の屋外広告物条例でございますが、平成28年3月18日に条例の改正が行われ、平成28年10月1日より施行されました。改正の主な内容は禁止区域、許可区域、地域区分を5つの区分に再区分化され、広告物の高さ、面積などを制限する新たな設置基準の設定、色彩規制などです。また改正前の条例に基づき、設置されている広告物については、改正条例施行日から6年の猶予期間である、平成34年9月末までに改修する必要があります。

池田町では町内全域において高さ8メートル以内、総合面積30平米以内での許可区域となっておりました。改正条例に伴い、学校、図書館、病院、檜俣自然環境保全地域、梅田氏庭園の敷地内が第1種禁止区域に指定され、高さ3メートル、総合面積10平米以内に規制されています。また、堀口家住宅の周囲300メートルが第2種禁止区域に指定され、高さ5メートル、総合面積20平米以内に規制されています。

改正条例後の調査では、第2種禁止区域において4件の屋外広告物が高さ制限に適合していないことから不適合となっていましたが、うち2件については、個々の改修が済んでおります。残り2件についても改修に向けた協議を進めているところで、今後も適切に対応していきたいと思っております。

また、町民への周知でございますが、池田町のホームページに掲載して周知を行っております。

2点目の池田町では広告物も含め、農村風景を活かすような独自の景観条例などの検討をしているか、のご質問ですが、昨年より美しい風景づくり、安全なものづくり、清らかな環境づくりをめざし、現状の取り組みの高度化、拡充を図ることを目的に、池田町環境風景支払制度の創設に向けての検討を進めているところで、年度内に創設したいと考えております。また、これらに関連する条例化についても制定に向け検討してまいりたいと考えております。以上で飯田議員へのお答えとさせていただきます。

○佐野議長

ただ今の、理事者の答弁に対して、飯田茂治君よろしいですか

○飯田茂治議員

(議長、飯田)

○佐野議長

飯田 茂治君

○飯田茂治議員再質問

3点について丁寧な答弁ありがとうございました。

新庁舎や新図書館については将来にわたって維持費がついてまわります。いかに建設コ

ストを下げて、メンテナンス費を光熱費などの維持費を抑えるかであります。将来の負担軽減を考慮に入れて着手をお願いしたいと思っておるところであります。

庁舎についてはですね、災害は待ってはくれません。それどころか、いつ発生するかわからない時期でありますので、町民や職員が安心して利用できる庁舎として、早急な対策をいただけけるよう英断を期待しております。

屋外広告物について再度質問させていただきます。先程、課長がおっしゃったことは理解をできますが、交差点での規制が若干あるのではないかとういうふうに思っています。国道と交わる交差点での広告物についてのうんぬんの規制があつたと思いますが、それについてはどのようなお考えでしょうか。お答えください。

○産業振興課 長谷川課長

(議長、産業振興課長 長谷川)

○佐野議長

産業振興課長 長谷川君

○産業振興課 長谷川課長

交差点についてでございますが、30メートル以内の自家用広告物については、設置禁止となっております。池田町において該当する所にはございません。

○飯田茂治議員

(議長、飯田)

○佐野議長

飯田 茂治君

○飯田茂治議員

ありがとうございます。われわれ町民といたしましては、やはりすっきりとした街並み、景観といおうか、農村風景を求めています。

観光客におかれましては、やはりしっかりと案内が必要かとういうふうに思っているところであります。そこらをちゃんとすみわけをして、作るものは作り、また改善するものは改善して、今ある看板とモニュメントとをですね、改善、撤収をひとつ、検討していただければなど、こういうふうに思い、発言を終わります。ありがとうございました。

○佐野議長

これをもちまして、通告者による一般質問を終わります。

ただ今の、一般質問に対する理事者の答弁、並びに先ほどの施政方針に対する関連質問がありましたらお受けいたします。 質問ありませんか。

これをもちまして、一般質問並びに関連質問を終わります。

先程、町長より施政方針に加え議案の提案理由の説明がありましたが、これより各議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

これをもちまして、質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただ今議題となっています、議案第70号から議案第75号までを、会議規則第38条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布しております議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託することに決定いたしました。

ただ今常任委員会に付託しました案件については、各常任委員会にて審議賜りたいと思います。

以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

散会時間 午後2時53分